

令和7年度 指名停止通知済業者一覧表(1)

	会 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	指名停止地域	指 名 停 止 理 由
1	株式会社NIPPO 東京都中央区	自 令和7年4月11日 至 令和7年8月10日 (4ヶ月間)	管内全域	株式会社NIPPOは、東京航空局が令和4年度に発注した「東京国際空港A誘導路等舗装改修工事」の舗装工において、設計図書で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが判明した。 措置要領別表第 1 第2号 (過失による粗雑工事) 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
2	鹿島道路株式会社 東京都文京区	自 令和7年4月11日 至 令和7年7月10日 (3ヶ月間)	管内全域	鹿島道路株式会社は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、他社が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、契約図書や当該受注者の指定と異なるアスファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝票が、社内において容認されていたことが発覚した。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
3	丸和工業株式会社 埼玉県北本市	自 令和7年4月25日 至 令和7年5月8日 (2週間)	関東・甲信越	丸和工業株式会社は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。 この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 措置要領別表第 1 第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)